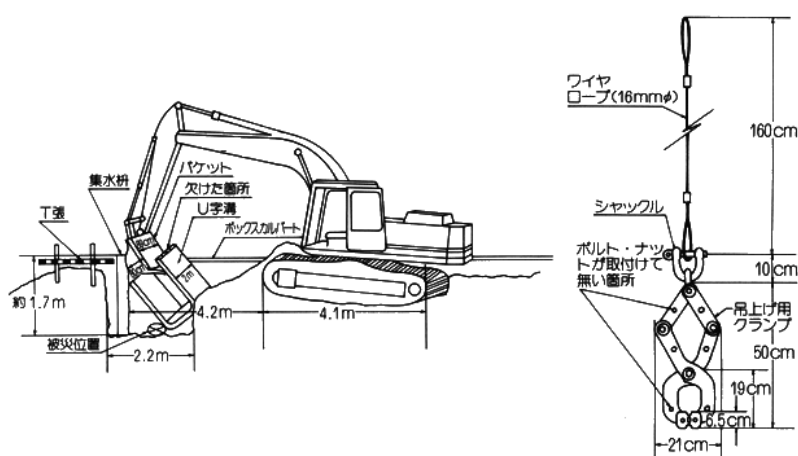


ドラッグ・ショベルでつり上げた U 字溝が作業者の上に落下



この災害は、道路改良工事現場において、コンクリート製 U 字溝の敷設作業を行っていた作業者の上に油圧ショベルでつり上げていた U 字溝が落下し、被災したものである。

災害が発生した工事は、道路新設および排水路新設工事のうちのコンクリート製 U 字溝(長さ 2.0m×高さ 1.5m×幅 1.0m、重量 2.5 トン)を敷設する工事であり、この作業には 2 名の作業者と重機オペレーター 1 名が従事していた。

敷設する U 字溝は、敷設場所から約 20m 離れた場所に仮置きされており、ここからは油圧ショベルでつり上げて移動していた。

油圧ショベルでのつり上げにあたっては、両端がアイ状になっている玉掛用ワイヤロープ(長さ 1.6m、直径 16mm)の一方のアイにシャックルを通し、これにつり上げ用クランプを取り付けたものを 2 台使用し、他方のアイをバケットに取り付けられたフックに掛けて U 字溝をつり上げていた。

災害発生当日、敷設場所において作業員 2 名が床盤のならし作業を行っていた。

床盤のならしが終わったところで、作業員のうち一人(被災者)が重機オペレーターに合図を送り油圧ショベルで運んできた U 字溝を降ろさせたが、据付け路盤が高すぎたので再度路盤から約 50cm つり上げ、水平に移動させて停止させた。

被災者が、つり上げた U 字溝の下に入って床盤の高さを調整しようとしたところ、突然、クランプでつかんでいた箇所が破損し、U 字溝が被災者の上に落下した。

なお、U 字溝のつり上げ作業にあたっては、専用のつり具を使用することになっていたが、作業がやりづらいためこれを使用していなかった。

また、施工計画書での U 字溝敷設の作業方法は、移動式クレーンを使用する

こととしていた。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 U字溝の敷設作業に際し、作業計画に反して専用のつり具を使用しなかったため、U字溝がクランプの部分で破損したこと。
- 2 作業計画に反して車両系建設機械にその主たる用途以外である荷のつり上げ作業および運搬を行わせたため振動が大きかったこと。
- 3 つり上げた荷の落下等により、作業者に危険が生ずる恐れがある箇所に作業者を立ち入らせていたこと。
- 4 作業標準を確立していなかったこと。

同種災害防止のためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 作業計画にのっとり U字溝など荷のつり上げ作業を行う場合は、専用のつり具を使用し移動式クレーンで作業を行う等その用具、方法等を十分検討し、かつ実行すること。
- 2 つり上げた荷の落下等により作業者に危険が生ずる恐れがある箇所に作業者を立ち入らせないこと。
- 3 作業標準を確立し、作業者への周知、教育を徹底すること。